

議案第 29 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号の表備考を次のように改める。

備考

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
ア 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額

イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

第15条第2号の表備考中「住戸部分を有しない」を「住戸以外の用途のみに供する」に改め、同条第3号の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合 又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の額を合算した額 (ア) 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額 イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの額を合算した額 (ア) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額 (イ) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額 (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額 ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しない場合 イ(ア)及び(ウ)の額を合算

	した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

- 1 「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 4 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。

第16条第1号の表備考を次のように改める。

備考

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - ア 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額
 - イ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の額

第16条第2号の表備考中「住戸部分を有しない」を「住戸以外の用途のみに供する」に改め、同条第3号の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

区分	一棟当たりの手数料の額
----	-------------

<p>複合建築物全体の認定申請をする場合 又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の額を合算した額 (ア) 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額</p> <p>イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの額を合算した額 (ア) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額 (イ) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額 (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しない場合 イ(ア)及び(ウ)の額を合算した額</p>
<p>複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合</p>	<p>複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額</p>

備考

- 1 「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。

- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 4 「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

第17条第3号の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

区分	一棟当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合 又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の額を合算した額 (ア) 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額 イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの額を合算した額 (ア) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額 (イ) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額 (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額 ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消

	費量を算出しない場合 イ(ア)及び(イ)の額を合算した額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考 前条第3号の表の備考に準じる。

第18条第3号の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合 又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア) 及び(イ)の額を合算した額 (ア) 第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表の非住宅建築物の手数料の額 イ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの額を合算した額 (ア) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額 (イ) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額 (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料

	<p>の額</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しない場合 イ(ア)及びウの額を合算した額</p>
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考 第16条第3号の表の備考に準じる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。